

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

アラブ首長国連邦

食品行政機構及び関連法令

1. 湾岸協力理事会 (GULF COOPERATION COUNCIL: GCC)、及び湾岸標準化機構 (GULF STANDARDIZATION ORGANIZATION: GSO)	1
2. アラブ首長国連邦 (UNITED ARAB EMIRATES: UAE)	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 湾岸協力理事会 (Gulf Cooperation Council: GCC)、及び湾岸標準化機構 (Gulf Standardization Organization: GSO)

湾岸協力理事会(GCC)は、バーレーン(Bahrain)、クウェート(Kuwait)、オマーン(Oman)、カタール(Qatar)、サウジアラビア(Saudi Arabia)、及び UAE で構成される地域政府間の政治的及び経済的な同盟である。

湾岸標準化機構(GSO)は、6つの GCC 加盟国の標準規格に携わる高官で構成され、食品及び非食品の標準を策定するための機構として GCC により創設された。

- GSO は、GCC における食品規格や他の規格の策定を担当する。GSO 食品規格委員会が新たな規格を承認すると、各加盟国は正式にその規格を採用して GSO 規格及び国内規格としなければならない。
- GSO 食品関連技術規制と標準は、湾岸地域への食品輸入の主要な基準点となる。一般に、規制は各国の公式な政府官報により発令される省令により正式に施行される。法令の公表後、執行の猶予期間が与えられることがよくある。
- コーデックス(Codex)、国際標準化機構(ISO)、欧州食品安全機関(EFSA)、及び米国食品医薬品局(FDA)は、GSO 標準及び技術規制の策定に際し基準点となる。ただし、状況によっては、GCC 法とこれらの標準設定機関とが一致しないこともある。
- GCC 諸国は世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)のメンバーでもあり、合意された義務に拘束される。各 GCC 加盟国は、提案されている標準や規制の全てを WTO に通知する必要がある。GCC 標準及び技術規制は、オンラインで購入できる。

○ 食品輸入手順に関する GCC 指針:

2007 年、GCC は「GCC 諸国の食品輸入手順指針」の策定を試みた。本指針の目的は GCC 全体で、食品の委託貨物を通関させる為に適用される手順を統一し食品の輸入証明書と整合性を持たせることであった。GCC はこの問題に関する内部の対話を続けているが、食品指針の公式版は制定されていない。

2. アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates: UAE)

アラブ首長国連邦(UAE)は、アブダビ(Abu Dhabi)、ドバイ(Dubai)、シャルジャ(Sharjah)、アジュマーン(Ajman)、ウムム アル-クワイン(Umm al-Quwain)、ラアス アル-ハイマ(Ras al-Khaimah)、及びフジャイラ(Fujairah)の7つの首長国から成る連邦国であり、各首長国は関税当局で輸入規定を個別に実施している。UAE 関税手続きのハーモナイゼーションと改善を目的として2003年に連邦関税庁(Federal Customs Authority)が設立された。

UAE は、湾岸協力理事会(GCC)のメンバーである。関連する食品法は湾岸標準化機構(GSO)で制定され、加盟国によって採用される。UAE を含む全 GCC 加盟国には、GSO 内で作成されたものに加えて国内の食品に関連する法律を策定し、制定する権限がある。

UAE 内では、いくつかの省庁と地方政庁が、食品の安全を確保し、農産物の輸入を規制する権限を共有している。連邦レベルでは、**気候変動環境省(Ministry of Climate Change and Environment: MOCCA)**、**連邦標準化計測庁(Emirates Standardization and Metrology Authority: ESMA)**が、国内の食品に関する法律と標準を管理している。各首長国内の地方政庁は、連邦食品規制の管理者としての役割を果たし、全ての輸入製品及び地元製品が法律に準拠していることを保証している。

(1) 気候変動環境省(MOCCA)

MOCCAЕ は、食品関連問題に関する GSO と連邦国家食品安全委員会(National Food Safety Committee: NFSC) 及び食肉と家禽肉に固有のトピックに関する動物委員会(Veterinary Committee: VC)からの勧告に基づいて、食品安全の規制と法律を制定及び施行する責任がある。

MOCCAЕ は、国内農業に関し動物検疫及び植物検疫の問題を規制し、生きている動物、生の農産物、植物、種子及び水産物の輸入規制を管理している。さらに、MOCCAЕ は衛生植物検疫(SPS)問題に関する UAE の WTO 通知及び問い合わせ拠点である。

(2) 連邦標準化計測庁(ESMA)

ESMA は UAE の標準化機関であり、法第 28/2001 号に基づき設立された。ESMA は、GSO の他のメンバーと協力して、GCC 内を対象とする食品等の標準と技術規制を策定する機能を持つ。

ESMA は、UAE の世界貿易機関関連の通知と貿易の技術的障壁に関する問合せ先である。UAE の食品標準と規制のコピーは、ESMA からオンラインで直接購入できる。

(3) 地方政庁の役割

UAE の地方政庁は、港の検査、試験、表示認可、積み荷の出荷など、農産物の輸入プロセスを監督する主要機関である。また、地方政庁は UAE の連邦法と規制の解釈に重要な役割を果たし、特定の条件下で規制の再検討、延期又は失効を連邦当局に請願することができる。

UAE の政庁の代表者は定期的に会合を持ち、相互に関心のある問題について話し合い、調整する。UAE の食品安全当局は、地元の輸入業者と緊密に連携して農産物が法律に準拠していることを確認し、委託貨物が入国した港から迅速に通関できるようにする。

(4) 関連する法規

UAE で食品を管理する規格は全て ESMA が GSO に従って採用する。これらの規格は全ての GCC 諸国と UAE の全ての首長国で適用される。これらの規格は定期的に更新されて旧版の規格は失効するため、ESMA ウェブサイトで常に最新規格を参照されたい。

- **食品添加物:** UAE.S 192:2019「食品への使用が認められている食品添加物」
- **食品表示:** UAE.S GSO 9:2019「包装済み食品の表示基準」
- **栄養表示及び栄養強調表示:** UAE.S 2233:2019「栄養表示基準」
- **栄養機能及び健康強調表示:** GSO 基準 No. UAE.S 2333:2019「食品に認められる栄養機能及び健康強調表示とその使用条件」
- **衛生規範:** CXC 1-1969「コーデックス食品衛生の一般原則及び危害分析重要管理点(HACCP)システム及びその適用のためのガイドライン」

(5) 食品登録

2018 年、UAE は「食品認定及び登録のための国家スキーム(National Scheme for Food Accreditation and Registration)」を導入した。この新しいスキームの中で、一般に「ZAD」と呼ばれる電子食品登録ポータルが開設された。

このシステムは、UAE 内で販売する前にすべての食品を登録し、製品が国の食品法に準拠していることを確認する。登

録プロセスでは、UAE の輸入業者がオンラインで申請し、製品のラベル、パッケージと製品の健康または栄養に関する強調表示を確認する原産国の所管官庁からの公式証明書を一部ずつ提供する必要がある。

登録申請が承認されると、輸入業者は ZAD Web サイトを通じて製品登録証明書を受け取る。製品が ZAD に正式に登録されると、輸入者は輸入許可を申請し、UAE の任意の港から貨物を運ぶことができる。

ZAD での食品登録は輸入検査手順と連動し、商品が次の要件を確実に満たすように設計されている。

- UAE の衛生植物検疫要件、技術規制と標準、または、供給国と締結された全ての二国間協定に言及されている全ての要件
- 当該輸出業者が、衛生植物検疫上の要件に基づいて供給国の当局によって禁止されていないこと
- 当該製品は、食品の表示、保存可能期間、微生物学的標準などすべての技術規制に準拠していること
- すべての実験室試験の結果が、UAE の技術規制と標準に準拠していること
- 動物由来の当該製品は、原産国で承認された施設からのものであること
- 当該製品はすべてのハラール要件に準拠していること